

平成26年第2回京丹波町議会定例会（第4号）

平成26年 6月18日（水）

開議 午前 9時00分

1 議事日程

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 諸般の報告
- 第 3 報告第 1号 平成25年度京丹波町繰越明許費繰越計算書
- 第 4 議案第50号 平成26年度町営バス（小型バス）購入契約について
- 第 5 議案第47号 京丹波町いじめ防止対策推進委員会条例の制定について
- 第 6 議案第48号 京丹波町税条例等の一部を改正する条例の制定について
- 第 7 議案第49号 平成26年度京丹波町一般会計補正予算（第1号）
- 第 8 発委第 2号 3ワクチン（おたふくかぜ、B型肝炎及びロタウイルス）の定期接種化を求める意見書
- 第 9 閉会中の継続調査について
- 第10 議員派遣の件

2 議会に付議した案件

議事日程のとおり

3 出席議員（16名）

- 1番 森 田 幸 子 君
- 2番 松 村 篤 郎 君
- 3番 原 田 寿賀美 君
- 4番 梅 原 好 範 君
- 5番 山 下 靖 夫 君
- 6番 坂 本 美智代 君
- 7番 岩 田 恵 一 君
- 8番 北 尾 潤 君
- 9番 鈴 木 利 明 君
- 10番 篠 塚 信太郎 君

1 1 番 東 まさ子 君
 1 2 番 山 崎 裕 二 君
 1 3 番 村 山 良 夫 君
 1 4 番 山 田 均 君
 1 5 番 山 内 武 夫 君
 1 6 番 野 口 久 之 君

4 欠席議員（0名）

5 説明のため、地方自治法第121条の規定により出席を求めた者（22名）

町 長 寺 尾 豊 爾 君
 副 町 長 畠 中 源 一 君
 会 計 管 理 者 谷 口 誠 君
 参 事 伴 田 邦 雄 君
 参 事 藤 田 真 君
 瑞 穂 支 所 長 川 寫 勇 人 君
 和 知 支 所 長 榎 川 諭 君
 総 務 課 長 中 尾 達 也 君
 監 理 課 長 木 南 哲 也 君
 企 画 政 策 課 長 久 木 寿 一 君
 税 務 課 長 松 山 征 義 君
 住 民 課 長 長 澤 誠 君
 保 健 福 祉 課 長 下 伊 豆 か お り 君
 子 育 て 支 援 課 長 津 田 知 美 君
 医 療 政 策 課 長 藤 田 正 則 君
 農 林 振 興 課 長 栗 林 英 治 君
 商 工 観 光 課 長 山 森 英 二 君
 土 木 建 築 課 長 十 倉 隆 英 君
 水 道 課 長 山 田 洋 之 君
 教 育 長 朝 子 照 夫 君
 教 育 次 長 中 尾 裕 之 君

代表監査委員 小 畑 圭 一 君

6 出席事務局職員（2名）

議 会 事 務 局 長 堂 本 光 浩

書 山 口 知 哉

開議 午前 9時00分

○議長（野口久之君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は16名であります。

定足数に達しておりますので、平成26年第2回京丹波町議会定例会を再開いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

《日程第1、会議録署名議員の指名》

○議長（野口久之君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、11番議員・東まさ子君、12番議員・山崎裕二君を指名いたします。

《日程第2、諸般の報告》

○議長（野口久之君） 日程第2、諸般の報告を行います。

本会期中において各常任委員会が開催され、提出議案の審査等について協議されました。

6月16日に議会運営委員会が開催され、本定例会最終日の運営等について協議されました。本会期中に受理した要請書をお手元に配付しております。

本日の本会議に、京丹波町ケーブルテレビの撮影・収録を許可しましたので、報告いたします。

本会議終了後、この場において全員協議会を開催します。議員の皆さんには大変ご苦労さまですが、引き続きよろしくお願いをいたします。

以上で、諸般の報告を終わります。

《日程第3、報告第1号 平成25年度京丹波町繰越明許費繰越計算書》

○議長（野口久之君） 報告第1号 平成25年度京丹波町繰越明許費繰越計算書を議題とします。

町長の報告を求めます。

寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） おはようございます。

今期定例会も、本日で最終日を迎えさせていただくことになりました。議員各位におかれましては、開会以来、熱心にご審議をいただいておりますことに、厚く御礼を申し上げます。

さて、6月12日夕刻に発生いたしましたひょうを伴う豪雨により、住宅、あるいは車両、

農業施設、農作物等に多くの被害が発生したところであります。被災されました町民の皆様
に、心からお見舞いを申し上げます。

町といたしましても、被害状況の把握に努めるとともに、速やかな罹災証明等の発行など、
一日も早い復旧を支援してまいりたいと考えております。

それでは、報告第1号 平成25年度京丹波町繰越明許費繰越計算書について、説明をさ
せていただきます。

地方自治法施行令第146条第2項の規定によりまして、繰越明許費に係る歳出予算の経
費を翌年度に繰り越したときは、翌年度の5月31日までに繰越計算書を調製し、次の議会
に報告しなければならないとされているところであります。

今回、報告いたしますのは、繰越明許費として第1回議会定例会で議決をいただき、また、
第2回議会臨時会で承認をいただきました一般会計財産管理事業ほか15件、水道事業特別
会計水道事業ほか2件、下水道事業特別会計農業集落排水施設整備事業ほか1件の、翌年度
繰越額の総額18億7,871万7,000円であります。

これらに、充当します財源は、既収入特定財源359万3,000円、国・府支出金6億
3,993万2,000円、地方債8億9,530万円、その他の財源720万円、一般財
源3億3,269万2,000円であります。

以上、報告第1号の説明とさせていただきます。

○議長（野口久之君） 以上で報告を終わります。

《日程第4、議案第50号 平成26年度町営バス（小型バス）購入契約について》

○議長（野口久之君） 日程第4、議案第50号 平成26年度町営バス（小型バス）購入契
約についてを議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。

寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） それでは、本日提案させていただきます議案につきまして、その概要
を説明させていただきます。

議案第50号 平成26年度町営バス、小型バスですが、購入契約につきましては、瑞穂
バス事業所管理の町営バスのうち、運行年数が16年を経過し、老朽化が著しい車両につい
て更新を行うもので、その小型バスの購入契約につきまして、地方自治法の規定により、議
決をお願いするものであります。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。ご審議賜りまして、原案にご賛同いただき

ますように、お願い申し上げます。

○議長（野口久之君） 補足説明を担当課長から求めます。

久木企画政策課長。

○企画政策課長（久木寿一君） 議案第50号 平成26年度町営バス（小型バス）購入契約についての補足説明を申し上げます。

本町の町営バスは、現在、中型バス13台、小型バス2台、ワゴン車2台の計17台を保有しております。そのうち、今回更新の対象としております車両につきましては、53人乗りの中型バスでございまして、導入後16年が経過し、走行距離は57万キロを超えております。かなり老朽化している状況でございまして、利用者の安全確保、維持管理経費削減等の観点から、今回更新するものでございます。

運行路線につきましては、主に猪鼻戸津川線を予定しております。

概要といたしましては、一般的にマイクロバスと言われておりますが、29人乗りの小型バス1台の購入でございます。

契約金額は、704万520円、契約の相手方は京都府船井郡京丹波町新水戸二反田24番地、徳岡商会株式会社、代表取締役徳岡隆裕。

契約の方法は、地方自治法第234条第1項の規定による条件付一般競争入札。契約期間は議会の議決を得た日から平成26年10月31日までとしております。

なお、議案にバスの概要等を添付しておりますので、ご確認ください。

以上、簡単ではございますが、補足説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（野口久之君） 以上、説明のとおりであります。

これより、議案第50号の質疑を行います。

山田君。

○14番（山田均君） お尋ねをしておきたいと思うんですけど、現在53人乗りのバスを更新して、小型バス29人乗りという説明があったんですが、これまで53人という人数であったのが29人と、これで十分対応できるのかどうかということと、これまで乗車人数が少ないということであれば、大きいバスが走っておったということになるんですけど、こういう状況で小型にするということなのかどうかということと、車体のデザインの関係なんですけども、白地に青色、横断線ということになっておるんですけど、まちづくりの観点から、バスのデザインというものを改めて考えていくような、そういう考えはないのかどうか伺っておきたいと思っております。

○議長（野口久之君） 久木企画政策課長。

○企画政策課長（久木寿一君） 今回、購入させていただきます町営バスにつきましては、朝夕を中心に、児童生徒の通学用に利用しております。それ相応の乗車定員、29人ということで選定をさせていただいたということで、29人乗りのバスが必要として購入するものでございます。

また、町の統一したデザインを検討してはどうかというご質問でございますけれども、現在の白地にブルーのラインにつきましては、合併当時、ブルーを基調にしたバスが、かなりを占めていたということで、それを基本にして、その後デザインを統一して今の白地にブルーというバスのカラーにしております。

まちづくりをイメージしたデザインにつきましては、今後の全体的なまちづくりの方針に基づきまして、検討をしていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 山田君。

○14番（山田均君） バスの乗車人数のことで、もう一度伺っておきたいんですが、16年前に購入したときには53人乗りということで、主に通学用ということで購入をしたと思うんですが、現在、それぞれある大型バスというんですか、50人乗り以上のバスというのは、実際走っておる状況から言って、29人乗りを今回買うわけですけども、そういう車に変更する必要のある路線というのは、何路線ぐらいあるのか、また、そういうために見直し等ということは考えておられるのかどうか、あわせて伺っておきます。

○議長（野口久之君） 久木企画政策課長。

○企画政策課長（久木寿一君） 現在、町内、朝夕の児童生徒の通学時におきまして、乗車人員が最高値に達している状況でございます。その場合、丹波地区ですとか、瑞穂地区の一部につきましては、30人から40人台の乗車定員を児童生徒だけで数えております。

したがいまして、現在、乗車定員が50人以上のバスにつきましては、10台ございますけれども、それは年数の経過によりまして、また、新しく更新する場合もございしますが、現状の人員は、現在の保有しているバスで確保できますけれども、今後につきましては、児童生徒の推移ですとか、乗車人員の推移などを見きわめまして、それ相応の乗車定員のバスを導入し、効率的な運行を図っていきたいというふうに考えております。

○議長（野口久之君） 山田君。

○14番（山田均君） 現在のバス、50人乗り以上が10台ということでしたけれども、具体的に、今回更新するのは16年経過をしておるといことなんですか、そういう老朽化して

おるといいますか、相当年数がたっておるバス、更新が必要なバスというのは、今何台ぐらいあるのか、あわせて伺っております。

○議長（野口久之君） 久木企画政策課長。

○企画政策課長（久木寿一君） 現在の更新計画によりますと、来年度2台の更新を予定させていただきます。

○議長（野口久之君） これをもって、質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） 次に原案に賛成者の発言を許可します。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） これで、討論を終わります。

これより、議案第50号を採決します。

議案第50号、平成26年度町営バス（小型バス）購入契約について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（野口久之君） 挙手全員であります。

よって、議案第50号は、原案のとおり可決されました。

《日程第5、議案第47号 京丹波町いじめ防止対策推進委員会条例の制定について》

○議長（野口久之君） 日程第5、議案第47号 京丹波町いじめ防止対策推進委員会条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

岩田君。

○7番（岩田恵一君） 今回の委員会を設置するに当たりまして、法律第14条第3項の規定により設置ということでございますけれども、その3項には、「いじめ防止等の対策を実効的に行うようにするため、必要があるときに限定して必要な組織を置くことができる」というふうに明記されておりました、今現状で、そうした課題に直面しているような事件、事情が発生しておいて、今回、設置したいというふうにお考えなのかどうか。

それと、先般、一般質問で山崎議員ですか、いじめ110番が今、設置されておりました、

それは教育長から迅速にスピーディーに対応していって何ら問題ないというような答弁がございました。今回、設置の委員会では、教育委員会に対して、意見を述べることができるということにされておまして、実質的に教育委員会で最終的な判断と検証をした中で行動をとるといふことになれば、現有、今の教育委員会で調査して、対応できる範疇にないんかというようなことを思いますし、お言葉が悪いかもしれませんが、わざわざ今回設置する必要性について、教育長のお考えをお伺いしたいと思います。

○議長（野口久之君） 朝子教育長。

○教育長（朝子照夫君） 今回、お願いをしておりますいじめ防止対策推進委員会でございますけれども、現在、そういった委員会にかけなきゃいけないというような重要な事案については発生しておりません。

今回、この委員会につきましては、第三者委員会というような位置づけでございまして、重大な事案が発生したときに、中立というか公平な立場からいろいろ分析をしていただいたり、あるいは意見を頂戴するというような委員会でございます。願わくば、この委員会が必要でないというのが、私は一番望ましいというふうに思っておりますけれども、どこにでも、あるいは誰にでも起こるといふ、こういったいじめの状況がございますので、重大事案が発生して、当面は学校なり教育委員会でしっかり調査し、対応していくわけですが、そういった中で、被害に遭われた保護者なりご家族のほうから、非常に納得いかないというふうな場合に、中立な立場から、第三者委員会的な立場から調査していただくと、その場合に、そこから条例をつくったり、あるいは人選していくということになりますと、かなり時間が経過しますので、迅速に調査、あるいは委員会で分析していくということが必要ですので、あらかじめ、こういったものを準備していくのが望ましいというような国の法律の趣旨でもございますので、今回、こういった委員会の設置をお願いしているわけでございます。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 岩田君。

○7番（岩田恵一君） はい、わかりました。そうした中で設置されるということでございますけれども、扱う案件については、当然、いじめ等でございますので、個人情報がかかりあるかと思うんですけれども、条例の中を見ますと、そういった個人情報の取り扱いに関する条項が入っていないということでございますし、第三者委員会なので、守秘義務がどうかわかりませんが、当然、守秘義務というのは必要じゃないかと思っておりますし、条項の中に入れておくべきだと、私は思うんですけれども、今の条例の中に入っていないんですけど、なぜかということについて、お尋ねをしておきたいということと、できれば入れておく必要がある

んじゃないかということについて、お伺いしたいと思います。

○議長（野口久之君） 中尾教育次長。

○教育次長（中尾裕之君） 京丹波町いじめ防止対策推進委員会は、教育委員会の附属機関として、いじめの未然防止対策のほか、いじめの実態調査、また、いじめの解決や再発防止に向けての審議を行うために、いじめに関する内容につきましては、情報提供をすることとなりますが、それぞれの情報は教育委員会が保有する個人情報等でありまして、委員会においても、当然、京丹波町個人情報保護条例の規定によりまして、守秘義務が課せられると理解しております。

なお、個人情報の徹底につきましては、委員会の資料等を終了後回収するなどして徹底を図りたいと考えております。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 山田君。

○14番（山田均君） 私もお尋ねをしておきたいと思うんですけども、今回提案になっております条例の設置の第1条のところに、平成25年に法律ができて第14条第3項の規定に基づき、今回京丹波町のいじめ防止対策推進委員会を置くということになっておるんですけども、国の定めておるいじめ防止対策推進法の第14条を見ますと、第14条では、「地方公共団体は、いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図るため、条例の定めるところにより学校、教育委員会、児童相談所、法務局、または地方法務局、都道府県警察、その他の関係者により構成されるいじめ問題対策連絡協議会を置くことができる」と、こうなっておりますが、ここにあります第14条第3項は、この第14条に基づいて、第3項では、「教育委員会といじめ問題対策連絡協議会との円滑な連携のもとに地方いじめ防止基本方針に基づく地域におけるいじめの防止等のための対策を実効的に行うようにするために必要があるときには、教育委員会に附属機関として必要な組織を置くことができるものとする」と、こうなっているんですが、それが今回提案になっておるいじめ防止対策推進委員会と、こういうことだと思ってしまうんですけども、前段にありますいじめ問題対策連絡協議会という、これを置くという上に立っておるんだと思ってしまうんですけども、本来ならこの条例と同時に京丹波町のいじめ問題に対する考え方としては、子ども対策協議会、連絡協議会をちゃんと置いて、そのもとで推進法に基づく委員会をつくるんだという、こういう関係をちゃんと説明していただいて、そのためにこの条例を提案しておると、こういうことをしていただかなければ、どういう関係にあるんだというように思うんですけども、この条例の趣旨からすると、第14条に、きちっとそういうように位置づけされておるわけですけども、その辺は、どういう考

え方なのか、ほんまにいじめ問題をそういうようにやるんだということに基づいて、当然、こういう条例を提案されると思うんですけど、その前段になるのは、いじめ問題対策連絡協議会を置くということができるということになっておるんで、これを置くという前提なのかどうかも含めて、もう少し、こういう条例を設置する場合に、そういう関係をきちっと説明していただいて、そしてこの条例提案という形にさせていただかんと、条例だけ見ておると、どうなのかなと、わからないわけで、実際、いじめ防止対策推進法から見ると、そういう位置づけになっておると思うんですけども、この点についての考え方、伺っておきます。

○議長（野口久之君） 朝子教育長。

○教育長（朝子照夫君） 先ほどおっしゃいましたように、法の第14条の第3項につきましては、今回条例設置と考えております京丹波町いじめ防止対策推進委員会でございます。

先ほどありました第14条の第1項に、いじめ問題対策連絡協議会を置くことができるということございまして、本町につきましても、これを条例設置でなくても、要綱で設置できるというふうになっておりますので、本町といたしましても、いじめ問題対策連絡協議会につきましては、要綱で設置するというところで、現在準備をしております。児童相談所でありますとか、あるいは警察、保健所、あるいは人権擁護委員とか、学校関係者、PTA等々、関係団体に入っていただきまして、各団体の連絡調整をするということで、いじめ問題対策連絡協議会につきましては、要綱で設置するというところで、現在準備を進めております。

なお、法律の第12条に、いじめ防止基本方針というのも必置ではございませんけども、努力義務として掲げてございますので、本町といたしましても、まずは基本方針に基づいて、委員会とか、問題の対策連絡協議会が設置されるということは望ましいということで、基本方針につきましても、現在準備をしているという状況でございます。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 山田君。

○14番（山田均君） だから、順序としては、要綱であれ要綱を設定して、そしてそれを示して、いわゆるいじめ問題対策連絡協議会を設置すると、それに基づいて、この条例に基づく推進委員会をつくると、もちろん基本方針はこれですよというのを一体のものだと思うんですね。そういう形で条例提案もしていただくというのは順序だと思うんですけども、そういう要綱も、まだ示せない、基本方針も示せない、せやけど、条例だけはつくるんだと、これはつくったかて、対策連絡協議会をつくって、基本方針をつくって、言うたら進んでいくということになると思うんですけど、そういう順序から言うたら、順序を踏まえてやるというのは、本来の条例にしても当然だと思うんですけども、なぜそういうことが、まだ要綱

にしる、基本方針がまだ決まっていなくても、条例だけは出すということは、実際に条例をつくっても、まだ条例に基づく委員会をして開催して進められへんのやないかと思うんですけども、なぜそういうことになっておるのか、順序を踏んで私はやるべきじゃないかと思うんですけども、その点についてはどうなのかということと、3回しか発言ができませんので、あわせて伺っておきたいんですけども、昨日テレビで、我々としてもなかなかわかりにくいんですけども、いわゆるスマートフォンですね、これを使ったLINEというのを、今子どもたちの間でやっておって、そこでLINEに集団で、グループLINEもあるそうで、10人の友達がLINEを組んでおって、それに誰々さんという言葉を送ると、10人とも一斉に送るわけだけども、それに答えなければ、その子に対してLINE上でいじめを起しておると、殺せとか死ねとかいうようなことが報道されておりましたけども、だから、それに対応するために、なかなか寝られへんと、自分から切れへんというような、そういう報道がされておりました。

それが、京丹波で起こっているかどうかということとはわかりませんが、今、そういう状況が生まれておるわけですね。国の法律の推進法でも、インターネットに伴うそういうものの対応も書いてありますけども、本当にそういうことになると、専門的なことよりも、そういう情報がなかなかつかみ切れないと、親すらなかなかわからないというようなことも報道されておりました。

そういうものも、今回こういういじめ問題にかかわって対応できるのかどうかということも、あわせて伺っておきたいと思います。

○議長（野口久之君） 朝子教育長。

○教育長（朝子照夫君） 今回、条例設置が必要だという部分につきましては、これは早急にというようなことで、今回の議会に提案をさせていただいているところでございます。

いじめ問題の連絡対策協議会、あるいはいじめ防止の基本方針につきましては、教育委員会の体制の中で十分審議をさせていただいております、7月1日からスタートできるような形で現在進めているところでございます。

また、先ほどございましたネットいじめにつきましては、確かに、子どもたちの中でそういったネットの中でのいじめとかというのは、本当に心配なところでございます。それぞれ各学校でも、こういったネットにつきましては、警察から来ていただいている子どもたちに直接研修をしていただいたり、また保護者も交えての研修もしているところなんです。

現在、考えておりますいじめ基本方針の中にも、ネットいじめについての対応についても、

中身についてしっかり基本方針の中に入れさせていただいて、あわせて取り組んでいくこととしております。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 山田君。

○14番（山田均君） 条例の施行日は7月1日ということになっておるんですが、今から考えれば、今日18日で、10日しかないわけなんですけども、その間に、いじめ問題の対策連絡協議会をつくって、それを設置されると、そして基本方針もつくるということなのかどうか、南丹市なんかでは、きちっといじめ問題対策連絡協議会をちゃんと位置づけて、そのもとに防止対策の委員会をつくるという形できちっと議会にも示されておるわけなんですね。

当然、そういうことを示して、全体が合意を図って進めていくというのは基本だと思うんですけども、今出されておる推進委員会の条例だけしか我々には示されていないので、そういう条例をつくる位置づけや本当にいじめ問題に取り組む姿勢のあらわれだと思うんですけども、なぜ、そういうことができなかった、条例だけ先行されて、7月1日施行ということになっておるのか、要綱とか、また基本方針もそれなりにきちっと示して、議会にも報告されて進めていくと、こういうことになるのかどうか、あわせて伺っておきたいと思います。

○議長（野口久之君） 朝子教育長。

○教育長（朝子照夫君） いじめの防止対策推進委員会は、教育委員会の附属機関でございますので、これは条例設置をするということになっております。

また、いじめ問題対策連絡協議会につきましては、条例設置でなくても要綱設置というようなことで、多くの市町村で要綱設置をしているところが多くございます。

本町も、できるだけ早く機能的に、こういった問題連絡会を立ち上げて、それぞれの関係団体が連絡できるように、要綱設置を考えているところでございます。

既に、教育委員会の中でも、こういった連絡協議会の問題対策連絡協議会につきましては、要綱については、案として説明をさせていただいて、現在進めているところでございます。

いじめ防止基本方針につきましても、あわせて教育委員会の中で委員会にも諮りながら、ご意見を頂戴してまとめる段階にきているというところでございます。

この推進委員会なり、問題対策連絡協議会につきましては、必置ということではないですけども、できるだけ、先ほど言いましたように、いじめというのはどこでも起きるという、そういった緊張感を持って対応するために設置をする、またいじめ問題対策連絡協議会につきましても、予算が伴いますので、今回あわせて予算措置のほうについて、今回の議会でお願いをしているというところでございます。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 村山君。

○13番（村山良夫君） 先ほどのお二人と重なるんですけども、今まで私は、今回で2期目ですので、5年ほどの間ですけども、一般質問なりいろいろな機会に議員の方からいじめ問題について、当町にもそういう兆しがあるのではないかという質問を何回か、私を含めて数人の方がしてられました。その都度、教育長は、その心配はないと、こういうことだったんですけども、いじめというのは、そのときも申し上げたのと一緒に、病気と一緒に早期発見が大事だと思うんです。

今回、条例を制定されるというのは、どちらかといいますと、起きてからの対応をどうするかというような委員会で、先ほど山田議員からありましたように、その前にそういういじめの兆候を早い目に察知する組織をして、関係者の方が、ただ、物事を見ているんじゃないし、いろいろな観点からいじめにつながるんじゃないか。よく言われるのが、いじめとふざけの区分ができないというようなことをおっしゃっているわけですけども、やはり、それは一つの兆しだと思うんですね。

だから、先ほどお話があったように、私は、こういう委員会をしてもいかなもんかなというように思います。その最大の原因は、今申し上げたことと、もう一つは、委員の数が5名です。学校と言われるのが、中学校が三つと、小学校が5校ですか、全部で8校ですね。5人の方が情報なんて到底入らないと思うし、まして、弁護士とかそういう専門的な方で、学校教育には直に接してない、いわゆるいじめが起きている現場におられない人というので組織される、こういう委員会をする前に、せないかんことがあるんじゃないかなというように思うんですけども、教育長はどのようにお考えなのかお聞きしたい。

特にお聞きしたいのは、何回か申し上げています。例えば、福知山では、異常ないじめの調査の数字が出ました。京丹波町では非常に少なかった。こないに何で違うのかということ、再三申し上げたこともあります。そういうことに対する危機感の問題が若干足らんのではないかなと思うんですけど、その辺の心配は、私の取り越し苦労なのかどうか、お答え願いたいと思います。

○議長（野口久之君） 朝子教育長。

○教育長（朝子照夫君） 議員おっしゃいますとおり、本当に子どもたちの中でのいじめの早期発見、早期対応というのが、一番私は大事だというふうに思っております。

平成24年度の後半から、それぞれ全国的な調査もさせていただいておまして、学期に1回、全3回になりますけれども、嫌な思いをしたことがあるという、そういうこれからそ

れを放っておいたらいじめにつながるような、まず最初の段階で早期発見しようということで、アンケート調査をさせていただいて、そして、その中身によって個人面談をするということで、積み上げてきております。

現在、小学校、中学校とも、本当に毎日生活しておりますので、ちょっとした嫌な思いをしたということは、当然ありますので、件数的にはかなり上がってきております。それを、第一段階、第二段階、第三段階に分けて、しっかり分析をし、そして対応をしているというところをごさいますして、早期発見、早期対応につきましては、定期的なアンケート調査をする中で、しっかり早期発見をしていこうという取り組みをしております。

なお、学校におきましても、学校の中でいじめ防止基本方針を策定し、また、いじめ防止のための組織も、本年度4月1日から既に立ち上げてもらってスタートをしているというところがございます。

また、いじめ防止対策推進委員会、5名ということもございますけれども、京都府は7名で対応しておられまして、それぞれ法の中にもありますように、弁護士さんであるとか、あるいは学識経験者でありますとか、あるいは心理や福祉の専門家というような専門家の方に入っただいて、第三者委員会というような立場で、公平、中立な立場で分析したものを見てもらう、重大事案についての第三者委員会を担ってもらうということで、人数的には5名にしておりますけれども、大方町レベルの人数的にはこういった人数になっているのではないかというふうに思っております。

それぞれしっかり、この委員の皆さん方には情報を提供させていただいて、そして公平な立場から指導、助言をいただくというような形で立ち上げております。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 坂本君。

○6番（坂本美智代君） 今、何人かの方がご質問されたんですけれども、一つだけお伺いしたいんですけど、やはり一番大事なのは、現場で携わっておられる教師の方だと思うんですね、先生方。今、先生方の置かれている環境が大変厳しいということもお聞きするわけなんです。

先ほど見せていただきました連絡協議会の中でも、何人かが入って、そういった連携もされると思うんですけれども、やはり一番現場におられる先生方への聞き取りなんかが一番大事だと思いますので、そしてまた環境もきちっと対応されることを望んでおきたいと思えます。

○議長（野口久之君） 森田君。

○1番（森田幸子君） 今、坂本議員さんと重なるかもしれませんが、それこそ現場での学校の対応とか、この委員会が設置されて後の学校の対応とか、今、教育長が言われました基本方針とか、いろいろなことも私、見せていただけてないんで、そういう中にもきちっとうたわれるとは思いますが、今後、委員会が設置された後には、どういったことが期待されるのか、現場での子どもの育成というのか、それこそ未然防止の先生方やら、また家庭での教育とかが本当に大事になると思いますが、その点について、一つ伺っておきたいと思えます。

それと、第5条の2番に、委員長が必要と認めた場合は、委員会に委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができると簡単に書いてあるんですが、委員以外の者の出席を求めるということは、何か事件が起こって聞き出したいという証人みたいな感じの出席かとは思いますが、どのようなことが想定されるのか、お伺いいたします。

それと、第2条において、委員会の方が、この第2条の4項目をいろいろ考えて、提言とか助言とかいろいろ行っていただけるのか、その点と、委員になられる4名の方についてお伺いしますが、専門的に勉強されたりいろいろそういう方の助言を行っていただけることが本当に大事なんですが、現場を本当によく知っての助言とかが本当に大事になってくると、私は思うんですが、教育長の考えはどうでしょう。

○議長（野口久之君） 朝子教育長。

○教育長（朝子照夫君） 森田議員さんがおっしゃいましたように、確かに学校の対応というのは本当に大事でして、今現在、アンケートをしておりますけども、嫌なことがあるというようなことで件数が上がってくるというのは、大方アンケートをすることによって発見したということが多いですので、今後、学校とも十分連携しながら、アンケートの実施、また丁寧な個別面談とか、本当に早期発見、早期対応については、しっかり進めていかなきゃいけないというふうに思っております。

それから、第5条の2につきまして、委員以外に出席者を求めて意見を聞くことができるということ、現在、具体的なことについては、今、この方ということではないですけども、そういった事案の中で、どうしても聞くことが必要になる場合に、例えば、学校関係者でありますとか、あるいはその他中身によって詳しい経緯とか中身を聞くことが必要な場合には、そういった方を呼んで、この委員会で聞かせていただくということになるかと思えます。

それから、第2条に書いておりますような中身で、今回お願いする委員につきましては、やはり、現場をしっかり知っていただいている方に委員として就任していただかないといけないというふうに思っております。

これから、そういった十分提言とかご指導がいただけるような委員の方を選んでいかせて

いただきたいなというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 森田君。

○1番（森田幸子君） 委員以外の者の出席を求めるいろいろな方が、その案件において、どういった方ということは今のところわからないがということで、未成年者が呼ばれるとか、そういうおそれもあるんでしょうか。

○議長（野口久之君） 朝子教育長。

○教育長（朝子照夫君） 今のところ、未成年者の方に来ていただくというようなことは、今は想定はしておりません。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 東君。

○11番（東 まさ子） 今の皆さんの質疑を聞いておりましたが、これから基本方針をつくるということでもありますけれども、やはり、いじめの関係者でありますとか、今現場の先生のこともありましたが、基本方針にいろいろな思いを反映させた中身にするために、基本方針策定においてパブリックコメントというか、そういうことを考えておられるのかどうか、1点だけお聞きしておきます。

○議長（野口久之君） 朝子教育長。

○教育長（朝子照夫君） 現在、パブリックコメントについては考えておりません。こういった基本方針につきましては、まず、国から基本的な方針が出ておりますし、京都府のほうも、いじめ問題の基本方針が出ております。いじめの定義とか中身については、そんなに国や府が違ってはおかしいというふうに思っておりますので、基本的には京都府の方針を基本として、町のほうもつくっていくということとしております。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 篠塚君。

○10番（篠塚信太郎君） 今回のいじめ防止対策推進委員会につきましては、第三者委員会ということで、一般的には教育委員会にいじめの事象が報告されて、それについていろいろな対策、提言、助言を行うと、こういう説明でございましたが、第2条の第1号ですが、「いじめ行為の未然防止に関する対策について提言を行う」と、こういう項目があるんですが、これは実際に事象があつて、それ以降のいじめを防止することなのか、それとも、全く教育委員会からもいじめの事象が報告されない中でも、こういういじめ防止対策をしてはどうかという提言を行うことができるのか、どちらもするのか、どちらか一方なのか、その辺

をお聞きいたしておきます。

○議長（野口久之君） 朝子教育長。

○教育長（朝子照夫君） 主として、この委員会につきましては、重大事案が起こって、そしてその対応ということで第三者委員会というような位置づけでございますので、まずは、そういった重大事案が起こった後に、こういった事案を起こさないためにどうするのかということを中心に提言を行うというふうに考えております。

なお、もちろん未然防止につきましては、いろいろないじめ基本方針の中で、未然防止についての基本方針も中身に入っておりますので、そういったものが十分かどうかというあたりは、またご意見を伺うこともあるだろうというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 山崎君。

○12番（山崎裕二君） 大体、今まで手を挙げていた中で出てきたものも多いんですが、第三者委員会として、役割としていじめ防止対策推進委員会に期待するということでしたけど、この場合附属機関で置くということですので、明確に諮問と答申の関係が附属機関には見えないといけないと思うんですが、その点に関しては第2条第1号とか、そういったところの2号とか3号とか4号とか、そういったところの案件がかかわってくるのかなと思うんですが、一方、いじめ問題対策連絡協議会は、要綱で設置するということでしたが、こっちのほうが、どっちか言ったら要綱で設置するんだったら、附属機関よりも明確に諮問と答申の関係がないというようなところも出てくるかと思うんですが、条例じゃなくて要綱で設置する積極的なメリットというか具体的な理由は何か、もう一度お聞きします。

○議長（野口久之君） 中尾教育次長。

○教育次長（中尾裕之君） いじめ問題対策連絡協議会につきましては、機動的な運営が必要な場合につきましては、条例を根拠としないで法の趣旨を踏まえた会議を設けるということができるということになっておりまして、このいじめ問題対策連絡協議会につきましては、いじめ防止等に関する関係行政機関及び団体等の連絡調整を主に図るものでございまして、より機動的にするために要綱設置ということを考えております。

以上でございます。

○議長（野口久之君） これをもって質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） 次に原案に賛成者の発言を許可します。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） これで、討論を終わります。

これより、議案第47号を採決します。

議案第47号 京丹波町いじめ防止対策推進委員会条例の制定について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（野口久之君） 挙手全員であります。

よって、議案第47号は、原案のとおり可決されました。

《日程第6、議案第48号 京丹波町税条例等の一部を改正する条例の制定について》

○議長（野口久之君） 日程第6、議案第48号 京丹波町税条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

山内君。

○15番（山内武夫君） 1点お聞きをしておきたいというふうに思うんですが、今回、地方税法の改正によりまして、法人の町民税なり軽自動車税の税率の改正があったわけなんです、そういう中で法人町民税の税率、今回引き下げということになっておりますが、本町では市町村分が2.6%というようなことですが、減収分が幾らなのか、あわせて軽自動車税につきましても、一律1.5倍の引き上げというようなことで、これは増収になっておりますが、現時点でどのような試算をされておられるのか、その点をお聞きしておきたいというふうに思います。

○議長（野口久之君） 松山税務課長。

○税務課長（松山征義君） まず初めに、法人税割の影響額ですけれども、減少する率での単純試算でございますけれども、影響額おおむね1,500万円程度と想定をいたしております。

また、軽自動車税につきましては、税率改正並びに経年重課の関係もございまして、全て含めておおむね500万円程度の増収ということを見込んでおります。

以上です。

○議長（野口久之君） 山内君。

○15番（山内武夫君） 今法人税の関係、1,500万円というようなことをお聞きしたんですが、今回の改正を見ておきますと、法人町民税、市町村分で2.6%の減額というようになっていますが、これを地方法人税として、今回国税化をして地方交付税財源に充てるということになっておるんですけれども、今、試算の中では1,500万円の減収ということになっておりますが、それが今回の新たな改正の中の交付税として、全額が再配分されるような、還元されるといいますか、そういうふうなことになるのかどうか、そういう裏づけがあるのかどうか、お聞きをしておきたいというふうに思います。

○議長（野口久之君） 松山税務課長。

○税務課長（松山征義君） 地方交付税措置の関係でございますけれども、当然、法人住民税の税収が下がりますと、基準財政収入額は下がってきます。ということになりますと、需要額との差が交付税ということになりますので、一定考え方としては、その部分の財源というふうにお聞きをいたしておりますので、交付税措置がなされるものというふうに考えております。

以上です。

○議長（野口久之君） 山内君。

○15番（山内武夫君） よくわかりました。

それで1点、町長にこれはお聞きをしておきたいと思うんですが、今回、軽自動車税につきましても、これは引き上げといえますか、そういう提案がされておるところなんですけども、ご承知のとおり本町のようなこういう山間地域でありまして、交通機関が大変不十分なそういう地域にありましては、軽自動車というのが、貴重な生活の足になると、交通手段であるというような中で、現在、高齢者なり女性の方等々も、軽自動車を利用されておられて、また、私たち農業、また商業の仕事をする者にとりましても、軽自動車はなくてはならぬ交通機関になっておるわけなんですけど、そのような中で、今回、町長のほうから軽自動車税の税率の引き上げということで、提案がされておるところですが、先般の消費税の引き上げに伴いまして、今回また新たに軽自動車税も増税を、これは来年からということですけども、されるということになっております。

そこで、これは地方税法の改正によって仕方がないんや、やむを得んのやというようなことで対応されておるのかどうか、町長の見解をお聞きしておきたいというふうに思います。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 思ったとおり答弁します。

メーカー間の綱引きで軽自動車側が負けたぐらいです。もう一つは、やっぱり政治力学で、

地方の代議士さんが力が弱いかなというふうに思いました。これは、まさに地方いじめになるなというふうに、私は思っています。何とかこういうことのないように、今後しっかりと中央政府の、あるいは中央政治のそうしたことを、しっかりと投票行動を持って、我々は自分たちの生活を守る必要があるという認識でおります。

以上です。

○議長（野口久之君） 山田君。

○14番（山田均君） 私もお尋ねしておきたいと思うんです。今、町長から答弁もあったんですが、町長に私もお尋ねしておきたいのは、法人町民税の法人税割の税率の関係で、今、1,500万円ぐらいの影響があると、交付税で配分をされるんだという説明もあるわけですが、本来のあるべき考え方というのは、税は税でしっかり地方が法律に基づいて徴収すると。いわゆる交付税にそれを入れるからいいんだということではなしに、交付税はきちっと国が確保して、そして財源手当して配分するというのは、本来あるべき姿だと思うんですね。わざわざ国が一遍引き上げて、それをまた地方に配分するというようなことですが、その辺の考え方が、今町長からもありましたけども、ゆがんでおると考え方が、そういうふうに思うんですけども、改めてその辺を伺っておきたいというのが1点と、それから軽自動車税の関係なんですけども、本当に普通車から軽自動車に乗りかえておるとするのは、本当にたくさん私どもの町内でも多いわけですが、そういうところに一番重点をあわせたやり方で、今町長からもありましたように、本当に政治の駆け引きというか、地方に大きな負担を寄せるということだと思うんですけども、あわせて農耕用についても、今回増税されると、増額されるということになっておるんです。本当に農業の関係を見ても、大幅減収になっておる中で、そして農機具にそういうぐあいかけられると、増額されると、これも本当に農家いじめだと思うんです。

それよりも、農業機械は減免、免除するというぐらいの立場に立つべきだと、私は思うんですけども、そういうことで本当に納得できないわけですが、その辺の地方の裁量です、そういうものは減免とかそういうことも考えるべきじゃないかと思うんですけども、その点もあわせて伺っておきたいというふうに思います。

それから、13年を経過して、さらにそれも課税がかかるということで、それも増額になっておるわけですが、これもできるだけ長く乗ろうというのが今の皆の思いですが、それに税金が重くなるということも、本当に車の買いかえを促進するような考え方なので、本当に大事に乗って、お年寄りであれば近くに行くだけなので、13年以上乗って距離も少ないというのも当然あるわけですが、そういうところにも大きな

負担になると思うんですけども、改めてその辺についても、そういった減免とかそういうふうな方法も考えるべきじゃないかと思うんですけども、そういう考えがないのかどうか、また、こういう法律をほんまに進めていくということに対しても、怒りを覚えるわけでございますけども、改めて町長の見解も伺っておきます。

○議長（野口久之君） 松山税務課長。

○税務課長（松山征義君） まず1点目、法人税割の地方交付税関係でございますけれども、この関係につきましては、もともと都市と地方の税源の偏在性を是正するために、一たん国が収納して、そのお金を地方に交付する交付税の原資に使うという考え方のもとに創設されておる内容でございますので、ご了解をいただきたいというふうに思います。

また、農耕用につきましても、また、13年経過の翌年度からかかります重課税、これにつきましても、基本地方税法で定められております内容でございます。当然、地方税法で定める税率は通常やるべき税率ということになっております。

また、こういったところの減免等というお話でございますけれども、当然、基準財政収入額では措置されない内容になってきますので、基本、安定した自主財源の確保という観点から考えますと、今のところ減免の考えは、検討はいたしていないということでございます。

以上です。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 今、担当課長が非常に適切に説明させてもらったと思います。

やっぱり都市部のほうが、法人住民税等、多く集まるというふうになっていきます。そうした税の偏在を是正するために、一たん財務省にプールして、そして地方交付税として均衡あるそれぞれの市とか町が発展するようという措置だなというふうに、一定このことについては理解をしております。

また、農耕車についての課税については、本当につらいなと、余り事情を御存じないんじゃないかなというふうに思います。

13年たって、そして乗りかえを促進するような一つの税制ですけど、これについては両論あると思います。環境が非常に厳しい今日ですので、できるだけ排気量のきれいな車に乗りかえてくれという、そういう素朴な面もあったりして、全面的に否定はできないなというように思っております。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 山田君。

○14番（山田均君） 今、法人税の関係で言うたら再配分だということなんですが、京丹波

町で1,500万円の影響と、こういうことだったんですが、これ再配分されるということになれば、中山間地域である京丹波町、人口も減って過疎地域、当然、再配分されたら、1,500万円以上のものが、それでは京丹波町の収入として増収になるのかどうか、その点について伺っておきたいというように思います。

それから、13年経過したもののことについてですが、これほど技術が進んでおるんです、例えば、排気の問題があれば、簡単なものを取りつけて、排気のそういうものを抑えると、こういう形をすれば、別に買いかえしなくても十分何年も乗れるということになるので、本来なら、そういうような考え方に立つべきだと思うんですね。メーカーも国も、ただ、法律をつくって、13年たったら税を高くして、買いかえを促進するような、そういう考え方は全く国民の立場に立ってへん、メーカーの立場だと、大企業の立場だということを、逆に私は示しておると思うんですけども、改めてその点についても伺っておきます。

○議長（野口久之君） 松山税務課長。

○税務課長（松山征義君） まず初めの交付税の1,500万円という考え方からですけれども、これは減収分については、交付税の原資という形で交付税特別会計にその同額が収納されるという考え方、それに基づいた交付税の原資化ということでございますので、実際の交付税の配分ということにつきましては、毎年の基準財政需要額なり収入額の影響も出てきますので、今の段階では、想定額以上になるのか、以下になるのかというところについては、明確にお答えはできないということでご了解をいただきたいというふうに思います。

また、13年以上の重課措置の関係でございますけれども、これにつきましても、今回の税制改正の中で、一定軽自動車と普通自動車の均衡という内容もございます。こういった中で、自動車税につきましては、既にこういった重課税制度が採用されておるといったこともありまして、その流れも踏まえて均衡を図るという部分での、今回の軽自動車にも重課措置が適用されるということとお聞きをいたしております。

また、今後、今回、軽自動車につきましては重課の関係が多いんですけども、今後、国のほうにおきましても、軽課の部分につきましても、協議がなされるというふうにもお聞きをいたしておるところでございます。

以上です。

○議長（野口久之君） 山田君。

○14番（山田均君） 交付税の再配分の関係なんですけど、説明では、交付税に入れられて、再配分されるという、そういう説明もあったわけでございますけども、地方交付税の原資として自治体間の格差を是正するというのであれば、当然、中山間のこういう過疎地であれ

ば、もちろん基準財政需要額というのがありますけども、今の時点に立てば、当然増額をされて地方の配分がされるんだと、だからそういう周辺地域、農村とか過疎地域に配分が分厚くされるということで説明であればわかりますが、もちろん基準財政需要額が決まってへんから、わからないということでありまして、国が采配を握っておるということかもしれませんけども、本当にそういうことに確信を持って言えるのかどうか、ただ国がそういうことを説明しておるだけなのかどうか、本来なら基準財政需要額というのは、平成25年度出しておるわけですから、それで計算したらどうなるかということも、本来なら見て当然同額になるということであれば、こういうことも説明として言えるわけですけども、今の時点ではわからないといいながら、自治体間の格差是正するのだということの説明では、私は納得できないと思うので、改めてそういうことは、国が言うておるということなのか、地方自治体京丹波町としてそういう判断をされておるのかどうかということとあわせて伺っておきます。

○議長（野口久之君） 松山税務課長。

○税務課長（松山征義君） 交付税措置の関係ですけれども、基本お聞きいたしておるのは、減収分に対する交付税の原資として取り扱うというふうにお聞きをいたしておりますので、当然、議員さんおっしゃるように、減収分については交付税措置をされるという理解をいたしておるところでございます。

以上です。

○議長（野口久之君） 篠塚君。

○10番（篠塚信太郎君） ちょっと確認のために軽自動車税の税率の件でお聞きいたしますが、平成27年の4月1日に新規検査、いわゆる登録した場合は、改正後の乗用であれば1万800円になると、2日以降ですと、平成28年度から改正の1万800円になるという理解でいいんですか。

○議長（野口久之君） 松山税務課長。

○税務課長（松山征義君） 議員おっしゃるとおり4月1日登録であれば、平成27年度課税、4月2日以降であれば、翌年の平成28年課税から改正税率が適用されるということになります。

以上です。

○議長（野口久之君） これをもって質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

東君。

○11番（東 まさ子君） それでは、ただいま提案されております議案第48号 京丹波町税条例等の一部を改正する条例の制定について、反対の立場から討論を行います。

今回の改正の内容は、一つに法人町民税の法人税割の税率を14.7%から12.1%に引き下げ、この引き下げ分を国税化し、地方法人税として徴収するものです。

したがって、法人の負担は変わりません。新たな地方法人税の創設は、消費税率の引き上げにより、地方交付税の交付団体と不交付団体との間で大きくなる税収の差を是正するためとして、平成26年10月1日施行し、この税収を地方交付税の原資として、自治体間の格差を是正するというものであります。

しかし、自治体間の税収の格差是正は、本来、国、地方間の税源配分を是正し、地方税の財源を拡充していく中で行われるべきものであります。

今回のような手法での格差是正は、消費税の増税と一体のものであり、消費税を地方財政の主要財源として定着させるものであり、賛成できません。

また、二つには、軽自動車税の税率の引き上げが行われます。平成27年度以降に購入する新規軽自動車の軽自動車税は、例えば、自家用乗用車が7,200円から1万800円に、貨物用自家用で4,000円から5,000円に引き上げされます。二輪についても50CC以下のバイクで1,000円から2,000円に増額となります。

また、平成28年度以後の軽自動車税についてであります。グリーン化を進めるとして、新規に軽自動車を購入してから13年を経過した軽自動車について、標準税率のおおむね20%が重課されることとなります。大切に乘っていたとしても13年を経過した時点で、その翌年度から税率を引き上げる経年車重課を導入いたします。中古車についても適用されます。

今回のこうした軽自動車への増税は、長期にわたり所得が低迷する中で、少しでも経費を削るために軽自動車に乗りかえてきた住民に重い負担を課することとなります。特に公共交通機関が不十分な本町のような町では、軽自動車は唯一の交通手段であり、軽トラックも含め、2台も3台も所有している家庭も少なくありません。

また、農耕用についても、増税対象になっており、農家収入が大幅に減収している中での増税は賛成することはできません。

今回の増税は、雇用においても経済面でも困難を抱える地方の住民ほど影響が大きいのではないのでしょうか。

自動車業界の要望に応じて、自動車取得税を減税、廃止し、その減収のつけを軽自動車税の増税で賄うことは、消費税増税に加えて二重の負担を押しつけるものであり、賛成できま

せん。

以上、指摘をして、反対討論といたします。

○議長（野口久之君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） これで、討論を終わります。

これより、議案第48号を採決します。

議案第48号 京丹波町税条例等の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（多数 挙手）

○議長（野口久之君） 挙手多数であります。

よって、議案第48号は、原案のとおり可決されました。

これより暫時休憩をいたします。10時30分まで。

休憩 午前10時20分

再開 午前10時30分

○議長（野口久之君） それでは、休憩前に引き続き、会議を続けます。

《日程第7、議案第49号 平成26年度京丹波町一般会計補正予算（第1号）》

○議長（野口久之君） 日程第7、議案第49号 平成26年度京丹波町一般会計補正予算（第1号）を議題とします。

これより質疑を行います。

森田君。

○1番（森田幸子君） 委員会で詳しくお聞きしたのですが、改めてまとめてお伺いいたします。

ため池調査1,030万円上がっているんですが、調査の必要性は主に上げるとすれば、どういったことなのか、また調査期間はいつからいつまでか。

それと、調査費用が1,030万円と高額であります。何の知識もない私では高額で、主にどういったところに係るものなのかお聞きいたします。

○議長（野口久之君） 栗林農林振興課長。

○農林振興課長（栗林英治君） 今回のため池の調査業務でございますけれども、このため池につきましては、老朽化が進んでおりまして、のり面からの漏水等があり、危険な状況にあ

ります。このため全面改修等に向けまして、調査なり設計の必要があるということで、本年度調査設計業務を行わせていただきたいと思いますというところでございます。

それから、期間でございますけれども、ご承認を賜れば9月から11月の期間におきまして、現地調査のほうを終了させていただきたいというように、現在考えておるところでございます。

それから、調査の内容でございますけれども、ため池の測量業務ですけれども、そちらのほうに110万円、調査業務のほうに340万円、それから調査に基づきます解析業務につきまして66万円、それから設計業務につきまして400万円、それとあわせまして、ため池が危険であるというようなことから、ハザードマップの作成ということで、約100万円を見させていただいておるといようなことでございます。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 森田君。

○1番（森田幸子君） 調査の必要性ですが老朽化して危険な状況といっても、ここまでという規定なんかはされているのかどうかお聞きします。

○議長（野口久之君） 栗林農林振興課長。

○農林振興課長（栗林英治君） 今回のため池につきましては、ため池調査等によりまして、既にため池の現地の確認がされていまして、漏水箇所が見つかっておるといようなことから、危険であると判断されるものでございます。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 森田君。

○1番（森田幸子君） 漏水箇所が見つかったというのは、どこのあたりだったのですか。

○議長（野口久之君） 栗林農林振興課長。

○農林振興課長（栗林英治君） 漏水箇所につきましては、稻荷池から山野草の菖蒲園に位置するところございまして、地元のほうの調査もいただいておりますようにございまして、2カ所、大きな漏水箇所があるというようにわかっておるところでございます。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 山田君。

○14番（山田均君） 私も何点かお尋ねしたいと思うんですけど、今、ため池のお尋ねがあったんですが、2カ所の漏水箇所が見つかったということなんですけども、ため池の場合には、当然、堤体というのがあるんですけども、そこから2カ所あったということじゃなしに、その周りからあったということなのかどうか、改めて伺っておきたいというのが1点と。

それから、漏水があるということであれば、当然、調査をして、改修ということになると思うんですけども、そういうことになりますと、当然、地元の負担という問題が起こってくるわけでございます。お聞きしますと、受益面積が4ヘクタールで耕作者29戸というように聞いたんですけども、そうしますと、相当大きな事業費になって、負担も大きいなと思うんですけども、この辺については負担の問題については、なかなか今のこういう農業情勢の中で大きな負担になると思うんですけども、これはどういうようなことを考えておられるのか、もちろん、積み立てとかそういう準備をされておるかもしれませんけども、その辺は耕作者、関係者という中での協議、内容というのは、合意というのはどういうようになっておるのかどうか、伺っておきたいというように思います。

もう1点は、教育費の事務局費の中に、報酬と報償があるわけですが、条例に基づくものと、基づかないものだというふうに思うんですけども、具体的に委員というのは、先ほど条例が可決されました推進委員会の委員さんの報酬かと思うんですけども、これ、何回程度、何名分で予定されておるのか。それから、委員等の報償というのがあるんですけども、これは具体的にはどういう協議会になるのかわかりませんが、そういうものを想定されておるのか、何名分、何回分を考えておられるのか、予定されておるのか伺っておきたいと思います。

○議長（野口久之君） 栗林農林振興課長。

○農林振興課長（栗林英治君） 漏水の部分でございますけれども、堤体ののり尻から漏水が発見されておるところでございます。

また、地元の負担金でございますけれども、今年度、調査設計等の業務を行いまして、正式な額等を算出させていただきたいというようなことを思っております。

また、事業費等は今後、地元としっかり協議をしながら進めさせていただきたいと思っております。

○議長（野口久之君） 中尾教育次長。

○教育次長（中尾裕之君） 報酬につきましては、京丹波町いじめ防止対策推進委員会の委員さんの報酬でありまして、非常勤特別職の給与に基づくものでありまして、日額6,000円掛ける5人の2日分を計上しております。

また、報酬費につきましては、京丹波町いじめ問題対策連絡協議会、今のところ委員12名を予定しておりまして、そのうち8名につきましては、関係行政機関の公務員等を予定しておりまして、残り4名分の4日分の委員報償を計上しております。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 山田君。

○14番（山田均君） ため池の関係なんですけども、地元負担については、地元と協議をするというのは、当然だと思うんですけども、一定、地元の方としては、負担については、理解をしていただいておりますということなのか、そういう一定の相当な額になるんじゃないかと思って、そういう心配をする必要はないかもしれませんが、その辺は改めて伺っておきたいということと。

それから、今ありました委員報酬なり報償の関係なんですけども、今、条例に基づく推進委員会は設置をされて、今後2回、2日分ということなんですけども、協議会の関係は、12名予定しておると、8人が行政関係で4人分だということ、4回分ということだったんですけども、先ほど条例のときにお尋ねしたときには、今、協議中だと、相談中だということなんですけども、具体的には、いつ、例えば、協議会は設置をされているのかと。いわゆる、これ平成26年度でございますので、3月までに半年で4回するということになると思うんですけども、具体的には、本当にどのような事象が起こるまでの情報交換とか、そういうことをされるのかわかりませんが、どのようなことを想定されて4回というように考えておられるのか、あわせて、協議会の発足の時期と、それからどういうことの内容で4回を考えておられるのかということ、あわせて伺っておきます。

○議長（野口久之君） 栗林農林振興課長。

○農林振興課長（栗林英治君） 先ほどの質問でございますけれども、地元負担につきましては、地元のほうも理解をいただいておりますのでございます。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 中尾教育次長。

○教育次長（中尾裕之君） 時期につきましては、できるだけ早い時期ということで、できれば7月1日からでも、いじめ防止のための委員会等も設置していきたいと考えております。4回につきましては、一番大切なのは、それぞれの関係機関の連絡調整等が大切と考えておりますので、早急に委員さんの選定をいたしまして、できるだけ早い時期に、それも第1回目を行いまして、続けて2回、3回、4回と、今年の3月末までに、いろいろな議案等を審議しなければならないことがあると思いますので、いろいろ協議をして連絡調整をしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 山田君。

○14番（山田均君） いじめ防止の関係なんですけど、7月には協議会を発足ということ、

委員会は当然、条例ができましたんで、施行日以降に実施するということになると思うんですけども、これは2回というのは、当然、必要に応じてやるということなんですから、開催しないでいい場合もあると思うんですけども、協議会ですね、これは今ありましたように、4回ということなんですけども、まだ要綱もできてへんと、これは要綱も告示をして、一定期間を置いて、そして施行すると、こういうことになると思うんで、私は、いつごろ発足予定をされておるのかと、それから基本方針も、いつをめどに出されるのかと、あわせて伺いたいと思うんですが、本当に今の状況の中で、該当の委員会にも要綱なんかも報告していただいて、その内容に基づいて、当然協議会を開催されると思うので、その辺のことについて、今、4回のめどだというふうに思うんですけども、具体的な4回という予算を組んでおるわけですから、一定の考え方に基づいて予算措置をしていると思いますので、改めて伺ったんですが、もう一度、要綱がいつ公布されて、そして委員の協議会はいつ発足と、基本方針はいつ公布されるということなのか、あわせて伺っておきます。

○議長（野口久之君） 中尾教育次長。

○教育次長（中尾裕之君） いじめ問題対策連絡協議会につきましては、現在、教育委員会等で審議をいただきまして、そしてまた早急にその結果をいただきまして、できるだけ早い時期ということで、できれば7月中に要綱の制定をしたいと考えております。

それに伴いまして、いじめ防止基本方針につきましても、同じように制定できるように考えております。

そして、委員会については、4回ということですが、最大4回ということで、早急にそういう条件が整いましたら委員会等を開いて、一刻も早くそういういじめ問題が社会全体で防止できるように考えていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 坂本君。

○6番（坂本美智代君） 先ほど教育関係で報償なり報酬なりが上がっておりますが、今、説明でありまして、報酬の場合は日額6,000円で、先ほど承認されました5人で2日間ということで6万円、それで、報償のほうなんですけど、これは日額同じように6,000円として計算されているのか、12人ということで、そのうち8人は行政のほう、そして4人ということですが、この4人という方はどういった方を、教育委員会が認めるということでありましようけど、どういった方を4人選ばれるのか、その点をお伺いしたいのと、計算的に、今上がっております15万2,000円、その内訳をお伺いしたいと思います。

○議長（野口久之君） 中尾教育次長。

○教育次長（中尾裕之君） 4名につきましては、学識経験者ということで、大学の教授先生等を考えております。また、あとの3名の委員につきましては、現在考えているところでは、人権擁護委員さん、PTAの代表、また民生児童委員さんということで、計4名ということを考えております。

費用につきましては、大学の教授の先生につきましては、費用弁償、交通費も含めまして1回、今のところ2万円ということで、それを4回分、8万円ということ計上させていただいております。ほかの委員さんにつきましては、6,000円を3人の4回分ということで7万2,000円、計15万2,000円を計上させていただいております。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 岩田君。

○7番（岩田恵一君） 今回、給与費明細書が出ていますので、これに関連しまして、予算編成についてお伺いしたいんですけども、今回、条例の設置によりまして、給与費を補正されたんですけども、当初予算、予算委員会の中で、私も質問させていただいて、町長の施政方針どおりに、平成26年度は予算編成をしたということになっておりますけれども、実質、給与費明細書を見ますと、当初予算では、平成26年4月1日現在で、これは課長級だけですけども、5級が13人、6級が2人ということになっておりまして、実質、現実とは合わないのやないかというふうに思うんですけども、整合がとれてないんじゃないかということで、今回補正予算で計上されるのかなということだと思っておったんですけども、予算編成されておられません。予算主義が基本というふうに思うんですけども、そうした中で執行されることで問題がないのかというのを1点お聞きしたいと思います。

それから、特別職に関連してですけども、3月の町長の話の中に、前の須知高校の校長先生を参与として迎えたいと、大変トレセンの関係だというふうに思うんですけども、その名称が、私、見て見ましたら、特別参与ということになっておるわけですけども、特別参与とは特別職に当たらないのかということと、特別参与という規定が条例上見当たらないんですけど、どこの規定でそういう名称になっておるのかということも含めてお伺いしたいというふうに思います。

それから、給与費に関連してですけども、一般質問でも出ておったかもしれませんが、現在、味夢の里の関連の出荷者協議会の設立に向けて、昨日も瑞穂で会場が、本日は和知ということで進められておりまして、町長の行政報告の中でも、順次、出荷者協議会設立に向けて取り組みを進めておりますということで述べられておりまして、これは「おります」ということなんで、管理運営会社でありますルーフゲートさんが、その主体を担って進められ

ておるといような意味合いにとれたんですけども、その一方で、商工観光課に丹波地域開発の元役員さんがいらっしゃいまして、私、ルーフゲートから出向されておるのかなという思いをしておったんですけども、現実には聞いたら町の嘱託職員だということですけども、採用過程について、再度確認をしておきたいというふうに思います。それらに精通をした者として採用したということですけども、当然、行政にそういう精通した者がいない中で、ルーフゲートさん含めて、請負者がそれらを担ってやっていくということが示された中で、何で町がそういう方を採用すべきかなと、私も疑問に思っていましたので、そのことについて改めてお伺いしておきたいというふうに思います。

○議長（野口久之君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） 特別職の給与費の関係でございますけれども、当初の予算には5級13人、6級が2人という形で計上はされております。本来、予算編成が行われる際に、当然、人件費等の補正も行うところでございますけれども、今回の6月の部分につきましては、必要最小限の予算編成にとどめるということで、例年9月の補正予算におきまして、人事異動等によります給与等の関係につきましては、その時点で見直しを行うものでございます。

また、特別参与につきましては、特別職という、その他の特別職に該当はいたしますが、嘱託の職員という形で、賃金のほうはお支払いをしております。その関係で、当初に編成をしておりました予算の範囲内で当面運用が可能ということでございますので、これにつきましても、9月の予算の補正によりまして編成を行うものでございます。

それから、商工観光課に1名配属をしております方につきましては、通常の嘱託の職員ということで、措置をさせていただいております。

以上です。

○議長（野口久之君） なぜ、採用したかということについて。

伴田参事。

○参事（伴田邦雄君） 特別参与といいますのは、京都府とかでも設置をされておりますけれども、本町の場合は条例で設置をしておるわけではございません。特別にそうしたいろいろなアドバイスをいただくという位置づけから特別参与という呼び方をしておるといことでございます。

したがって、条例上に定義があるというものではございません。

なぜ、採用したかということにつきましては、この間の一般質問で、町長が答弁させていただいたとおり、そうした事柄に精通をされておることから、今回嘱託員として採用

をさせていただいたということでございます。

○議長（野口久之君） 岩田君。

○7番（岩田恵一君） 参与というのは、合併時に条例化されたと思うんですけど、特別参与というのは、そういう定義づけされないのかということ、再度お伺いしておきたいのと、それから、特別職の嘱託職員、そんなのは聞いたことがなかったんですけど、明細書に関しては特別職に該当するということだったんですけど、それについて再度お伺いしたいのと、それから、当然、そうしたものに精通した職員というのがいないわけで、それらも含めて、当然、請負会社が総括して、今回の入札方法は、それらのことを含めて勘案して決定されたわけですので、当然、相手方の請負者がそれらを担っていくと、当然、それらについての知識を得た中で、入札に参加したというふうに私は理解している中で、なぜ、町が対応するのかというのが、私も合点がいかんし、住民さんの中にも、何人か私に対しても、最近おかしな人事になっておるなというようなお言葉も聞く中で、先ほど申し上げましたように、行政はあくまでもマネジメント、また指導監督する立場でとどめるべきではないかと、私は思いますし、当然、請負者の業者さんが率先して、それらに精通しておるわけですから、それを行政とタイアップして進めていくというのが本来の姿だろうというふうに思うんですけど、行政があえて採用されるという理由が、もう一つよくわからぬので、再度お伺いしたいと思います。

○議長（野口久之君） 伴田参事。

○参事（伴田邦雄君） 最初の特別参与というのは、いわゆる呼び名というふうに解釈をいただいたら結構かと思います。

以前にございます、条例にございます参与とは、また別ということでございます。

したがって、嘱託採用であるという説明でございます。

あと、採用につきましては、先ほど申しましたとおり、町長が一般質問でも答弁をさせていただいたとおり、18億2,500万円の投資をすると、その上において町としての一定の、そうした業者に任せ切りということではなくて、町としても一定、そういったものを研究し、あるいはサポートをしていくんだと、そういうことで嘱託員として採用させていただいたということでご理解を賜りたいと思います。

以上です。

○議長（野口久之君） これをもって質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（野口久之君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

梅原君。

○4番（梅原好範君） ただいま上程されております議案第49号 平成26年度京丹波町一般会計補正予算（第1号）につきまして、私は、賛成の立場で討論いたします。

今回の補正予算では、農林水産業費で土地改良施設維持管理事業として、和知地区坂原地内のため池整備にかかわる調査設計委託料1,030万円が計上されております。

本事業については、事前調査により堤体のり尻からの漏水が数カ所で確認されたため、その原因調査と遮水工法について専門業者に委託する費用であり、早期の堤体改修につながるものです。

新町まちづくり計画では、農林業の振興と農林業空間の保全・育成に努め、生産基盤整備を促進することが求められており、本ため池はかんがい用として坂原区の約5ヘクタールに農業用水を供給する必要不可欠な施設ですが、経年劣化によりその機能に支障が生じており、万が一の事態を招かないためにも、早期の機能復旧を行い、受益者及び近隣住民の安心・安全や減災につなげていくべきと考えます。

また、土木費の地域再建被災者住宅等支援補助金交付事業の追加分につきましては、被災された住民の方に対し、早期の生活環境の復旧を目指して、発災以来、本町が継続して実施する重要な被災者支援であり、重篤な被害を受けられました皆様が、本補正予算を活用しながら、一日も早く住宅等を再建され、元気と活力を取り戻していただくことを願い運用するものです。

さらに、近年、子どもたちを取り巻く環境の中、深刻で陰湿な問題として影を落とすいじめ対策について、弁護士、臨床心理士等、専門的な知識を取り入れながら、総合的かつ効果的に推進するため、いじめ防止推進委員会の設置が提案されております。いじめ問題の撲滅を目指し、教育現場に直接携わる関係者に加えて、専門的な見地からの意見を取り入れながら、実効性のある委員会運営がなされ、子どもたちを守る環境構築に期待をいたします。

これらの提案全てが、住民の皆様の不安解消、そして心配事が軽減することを目的としており、日常の生活を営む上で欠かすことのできない、まさに住民目線の施策であると確信いたします。

住民や地域にとり、より身近な住民サービスとして、丁寧で優しい広報のもとでの効果的な運用を願い、私は、議案第49号 平成26年度京丹波町一般会計補正予算（第1号）に賛成といたします。

○議長（野口久之君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） これで、討論を終わります。

これより、議案第49号を採決します。

議案第49号 平成26年度京丹波町一般会計補正予算（第1号）について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（野口久之君） 挙手全員であります。

よって、議案第49号は、原案のとおり可決されました。

《日程第8、発委第2号 3ワクチン（おたふくかぜ、B型肝炎及びロタウイルス）の定期接種化を求める意見書》

○議長（野口久之君） 日程第8、発委第2号 3ワクチン（おたふくかぜ、B型肝炎及びロタウイルス）の定期接種化を求める意見書を議題とします。

提出者に提案説明を求めます。

岩田福祉厚生常任委員長。

○福祉厚生常任委員長（岩田恵一君） それでは、ただいま提案させていただきます意見書について、提案理由を説明させていただきたいと思えます。

政府は、少子化対策としてさまざまな施策を講じているにもかかわらず、肝心な子どもたちを感染症から守るためのワクチン定期接種化においては、引き続き検討として厚労省の分科会で副反応などの検証中と聞き及んでおりますけれども、技術的な課題も整理された中で、ワクチンの効果は有効だと示されております。

こうした状況を踏まえ、当委員会でも審議し、検討する中で、今回意見書の提出について全会一致で発委とさせていただきましたので、ご賛同を賜りますように、よろしくお願いを申し上げます。

それでは、お手元に配付の意見書を朗読させていただきまして、提案とさせていただきます。

発委第2号 平成26年6月18日

京丹波町議会議長 野口久之様

提出者 福祉厚生常任委員会委員長 岩田恵一

3ワクチン（おたふくかぜ、B型肝炎及びロタウイルス）の定期接種化を求める意見書

上記の議案を別紙のとおり会議規則第14条第3項の規定により提出します。

3ワクチン（おたふくかぜ、B型肝炎及びロタウイルス）の定期接種化を求める意見書
予防接種制度は、感染症対策として最も基本的かつ効果的な対策の一つであり、国民の生命と健康を守る極めて重要な手段である。

こうした中、平成24年5月、厚生科学審議会感染症分科会予防接種部会が取りまとめた「予防接種制度の見直しについて（第二次提言）」では、子宮頸がん予防、ヒブ、小児用肺炎球菌、水痘、おたふくかぜ、成人用肺炎球菌及びB型肝炎の7ワクチンが医学的、科学的観点から広く接種をすることが望ましいとされた。

また、ロタウイルスワクチンについても、専門家による医学的、科学的観点からの評価を行うとされた。

この提言を受け、平成25年4月予防接種法が改正され、子宮頸がん予防、ヒブ及び小児用肺炎球菌の3ワクチンが同法に基づく定期接種の対象に追加されたところである。

さらに、平成26年10月から水痘及び成人用肺炎球菌の2ワクチンも定期接種の対象に加える方向で調整が進められている。しかし、おたふくかぜ、B型肝炎及びロタウイルスの3ワクチンについては、厚生科学審議会予防接種ワクチン分科会において、今後も引き続き技術的課題などの整理、検討を行うこととされ、定期接種化の見通しが立っていない状況にある。

よって、国において子どもたちを感染症から守るため、また少子化対策のため、そして総合的な医療費削減の観点からも、おたふくかぜ、B型肝炎及びロタウイルスの3ワクチンについても、早期に予防接種法に基づく定期接種の対象とするよう強く求めるとともに、実施主体である市町村の財政負担とならないよう、所要の費用財政措置を講じることを要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成26年6月18日

提出先 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、厚生労働大臣、
内閣官房長官

京都府京丹波町議会議長 野口久之

以上でございます。

○議長（野口久之君） 以上、説明のとおりであります。

これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） これをもって質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(野口久之君) 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

討論はありませんか。

山田君。

○14番(山田均君) 討論じゃないんだけど、意見書、今の時点では案をつけておく必要はないんですか。本文に、普通は案をつけておいて、議決されて削除となるというような、案が本来はあるべきだと思ったんで、ちょっとお尋ねしました。

○議長(野口久之君) 提案者。

○福祉厚生常任委員長(岩田恵一君) 山田議員のおっしゃるとおりでございます。

○議長(野口久之君) 案ということでございますので、よろしくお願ひします。

これより、発委第2号を採決いたします。

発委第2号 3ワクチン(おたふくかぜ、B型肝炎及びロタウイルス)の定期接種化を求める意見書について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願ひます。

(全員 挙手)

○議長(野口久之君) 挙手全員であります。

よって、発委第2号は、原案のとおり可決されました。

ただいま、議決されました意見書の字句、その他整理及び取り扱いについては、議長に一任願ひたいと思います。

《日程第9、閉会中の継続審査について》

○議長(野口久之君) 日程第9、閉会中の継続審査についてを議題とします。

閉会中の継続審査についてを議題といたします。

議会運営委員会、総務文教常任委員会、産業建設常任委員会、福祉厚生常任委員会の各委員長から所管事務のうち、会議規則第75条の規定により、お手元に配付のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(野口久之君) 異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

《日程第10、議員派遣の件》

○議長（野口久之君） 日程第10、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。

本件については、地方自治法第100条第13項及び京丹波町議会会議規則第128条の規定により、お手元に配付のとおり議員を派遣することにしたいと思えます。

これに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） 異議なしと認めます。

よって、お手元に配付のとおり、議員を派遣することに決定しました。

以上で、本日の議事日程及び本定例会に付議された事件は全て議了しました。

したがって、本日の会議を閉じ、平成26年第2回京丹波町議会定例会は、これをもって閉会します。

閉会 午前11時10分

地方自治法第123条第2項の規定により、署名する。

京丹波町議会 議長 野口久之

〃 署名議員 東まさ子

〃 署名議員 山崎裕二